



平成30年(ワ)第1445号, 2537号事件

直送済み

一審原告 原告番号1 外169名

一審被告 国 外1名

一審原告準備書面(25)

(中間指針に拠って慰謝料額を認定することは誤りであること)

2021(令和3)年1月7日

大阪高等裁判所 第12民事部 口係 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 川 中



同 弁護士 田 辺 保



1	原判決は中間指針に拠って慰謝料額を認定した	4
	(1) 原判決	4
	(2) 一審被告東電の主張	4
2	被害実態を踏まえない中間指針に拠るのは誤りである	4
	(1) 被害実態調査がなされていないこと	4
	(2) 能見会長の発言	5
	(3) 双葉町長の発言	5
	(4) 小括	6
3	原賠審審査の経過	6
	(1) 平成23年4月15日 第1回審査会	6
	(2) 平成23年4月22日 第2回審査会	7
	(3) 平成23年4月28日 第3回審査会	8
	(4) 平成23年5月16日 第4回審査会	8
	(5) 平成23年5月23日 第5回審査会	9
	(6) 平成23年5月31日 第6回審査会	9
	(7) 平成23年6月9日 第7回審査会	10
	(8) 平成23年6月20日 第8回審査会	11
	(9) 平成23年7月1日 第9回審査会	12
	(10) 平成23年7月14日 第10回審査会	13
	(11) 平成23年7月19日 第11回審査会	13
	(12) 平成23年7月29日 第12回審査会	13
	(13) 平成23年8月5日 第13回審査会	14
	(14) 平成23年9月21日 第14回審査会	14
	(15) 平成23年10月20日 第15回審査会	15
	(16) 平成23年11月10日 第16回審査会	16

(17)	平成23年11月25日 第17回審査会	16
(18)	平成23年12月5日 第18回審査会	17
(19)	平成23年12月21日 第19回審査会	18
(20)	平成24年1月17日 第20回審査会	20
(21)	平成24年1月27日 第21回審査会	21
(22)	平成24年2月9日 第22回審査会	22
(23)	平成24年2月17日 第23回審査会	22
(24)	平成24年2月23日 第24回審査会	23
(25)	平成24年3月8日 第25回審査会	23
(26)	平成24年3月16日 第26回審査会	23
4	赤本基準について	24
5	まとめ	25

1 原判決は中間指針に拠って慰謝料額を認定した

(1) 原判決

原判決は、「中間指針等は、法令上の根拠を有する指針であり、その内容からして、多数の被害者間において、公平妥当な賠償を実現するために策定されていることが認められ、被告東電公表の賠償方針にも、同様の内容が窺われるから、いずれも合理的な内容であると評価することは十分可能である。」と判示する（判決書 216 ページ）。そして原判決は、慰謝料額を概ね中間指針に拠って認定した。

(2) 一審被告東電の主張

一審被告東電は、中間指針について、法令上の根拠に基づいて策定されたものであること、原賠審が第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員によって構成されていること、関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等、被害の実情を把握して策定されていること、公開審議を重ね策定されていること、既に多数の賠償で用いられ事実上の法規範に近い機能を果たしていることから、交通事故におけるいわゆる赤本基準より尊重されるべきで、法規範に準ずる規範として最大限尊重されるべきだと主張する（一審被告東電控訴理由書 96 ページ以下）。

2 被害実態を踏まえない中間指針に拠るのは誤りである

(1) 被害実態調査がなされていないこと

原賠審は、平成23年4月15日に第1回審査会を開催し、平成23年8月5日の第13回審査会で中間指針を策定し区域内避難者の、平成23年12月6日に第18回審査会で中間指針追補を策定し区域外避難者の各賠償基準の基本を定め、平成24年3月16日の第26回審査会では区域の見直しを受けてこれらを補充する中間指針第2次追補を策定した（以下、単に「中間指針」と言う場合がある）。

しかし、区域内避難者に関して、財産的損害の被害実態について調査はなされたものの、精神的損害の被害実態の実証的調査はなされなかった。区域外避難者に関しては、財産的損害及び精神的損害のいずれの被害実態調査もなされなかった。

このように、中間指針は、被害実態を踏まえずに策定された机上で作成されたものであるから、法令に根拠があっても、法学や放射線の専門家が委員を務めていても、また一定数の賠償実績があるとしても、到底、裁判所が抛るべき基準とは言えない。

(2) 能見会長の発言

この点、原賠審の能見会長自身が、平成23年12月21日の第19回審査会で以下のとおり述べている。

「僕は、今のお話を伺っていて、一番最後のところにあります、帰還困難区域の住民に対する賠償の中の、営業損害とか就労不能の損害については、これは、もちろん難しい問題ではあるんですけども、ここの審査会でもって十分議論によって詰めることはできると思うんですけども、その次の精神的被害についての賠償というのは、もちろん、そういう被害の賠償はすべきだという前提ではありますけれども、では、この指針でもってどのぐらいの額というのが出せるのかというのが、これがこの審査会の権限、性質の関係で、できるのかどうかというの、ちょっと危惧を持っています。これは裁判所などでもっていろいろ先例などがあって、ある種の基準が出ていけば、それに従って判断をするというのは、この審査会で十分できるんですけども、おそらく前例のないものだと思うんですね。そういうものについての精神的被害の賠償というのは、審査会でどう決めていいのか、ここでまたご議論いただきたいと思っておりますけれども、悩ましい問題ではないかと思っております。いずれにせよ、かなり難しい問題の一つのような気がしますね。」

(3) 双葉町長の発言

双葉町長は平成25年6月22日の第32回審査会で「被害者の被害実態に沿った賠償を！」と発言した。

(4) 小括

能見会長の発言は、原賠審の中間指針の慰謝料基準が被害実態を踏まえずに策定したものだという自信のなさを吐露したものである。双葉町長の発言は、中間指針が被害実態を踏まえていないことから、被害実態に沿った賠償を求める切実な訴えであり、正鵠を射たものである。被害実態を踏まえて被害を認定し、被害実態に沿って賠償額を認定することが必要である。

3 原賠審審査の経過

以下、原賠審議事録と配布資料に基づいて、中間指針策定に至る原賠審審査の経過を辿り（第1回～26回）、中間指針が被害実態を踏まえずに策定されたこと等を述べる。

なお、原賠審における議題、配付資料、被害実態に関連すると思われる配付資料の概要等を整理し、別紙の「原賠審における被害実態の調査状況」として、本準備書面に添付したので、適宜参照されたい。

(1) 平成23年4月15日 第1回審査会

第1回審査会では、事故と被害の概要が報告されたが、被災者の被害実態についての報告はなされなかった。

賠償指針を策定するにあたって留意すべき事などについての意見交換の中で、山下委員が被災者が心の病を負うことに考慮が必要だと発言したが（「最後に、ぜひお願いしたいのは、これは損害賠償とは、何か起こったから補償するというだけではなくて、今後、こういう人々が精神的に、あるいは心の病を負うことも考慮頂きたい。阪神・淡路では、PTSDですけれども、こういうことをあらかじめ予知、あるいは予防するということに対する

取り組みも、当然、考えられたほうがよろしいかと。その理由は、被害が出て初めて補償するというのを、今、議論するだけではなくて、人の、いわゆる生活や心まで含めて包括的に対応することが重要ではないかと考えました。」)、これに対して能見会長が、被害予防は検討対象外だとコメントしただけで、被災者の受ける精神的ストレスが大きいことに目を向けて、その実態を把握することが必要だとの議論に発展することはなかった。

(2) 平成23年4月22日 第2回審査会

第2回審査会では、冒頭で避難住民の現状について報告されたが、避難指示や避難者数など概括的なもので、避難所の生活環境について触れられたものの、「体育館等に移られて、大変に不便な生活をお願いしているところでございますけれども、最近少し改善されていると伺っております」と指摘した程度であり、避難者の生活実態についての報告はなされなかった。

精神的損害について、指針の対象に含めるべきことが確認され、さらに、精神的損害についてランク付けすべきことが議論されている。精神的被害の実態について資料も提出されず、全く把握されていない段階で、ランク付けと言う結論が先に決められている。後日の、区域内における「ランク」や区域内外の「ランク」付けに影響したのではないかと考えられる。

精神的苦痛のタイプについて、避難生活に伴う精神的苦痛、被ばくにより将来がんが発症するかもしれないと言う不安や恐怖感などが考えられると議論されている。ここでも、精神的苦痛や損害の内実を、その実態を確認しないまま机上で議論している。損害賠償は、被害実態に始まり被害実態に終わると言われている中、この原賠審の議論スタンスには一貫した問題があり、その後は是正されないまま指針策定に至っている。

なお、精神的損害の議論の中で、精神的損害は定量的把握ができないとの発言がなされ、他の委員や事務局から誤りとの指摘もなされなかった。し

かし、IES-RテストやK6テストによって、ストレス度の定量的把握は可能であることは確立した知見であり（甲D共232：「一般住民におけるトラウマ被害の精神的影響の調査手法マニュアル」），原賠審はかかる誤った認識の下で指針策定を進めたものである。

(3) 平成23年4月28日 第3回審査会

第3回審査会では、福島県知事から被害の甚大で深刻であるとの訴えがあった。放射能から安全安心を求めて遠くへ避難する県民が多数に及んでいること、見えない恐怖と戦っていること、特に子を持つ親の心配は筆舌に尽くしがたいこと、現に放射能がうつるなどと言われるいじめが起きており、診療拒否・宿泊拒否・ガソリンスタンドの利用拒否やホテルの宿泊拒否も起きていること、母子避難で家族が引き裂かれていることが紹介され、こうした精神的被害が、20km圏30km圏に限らず全県に及んでおり、賠償は幅広く十分に認めるよう要望がなされた。福島県のこの訴えは、精神的被害について、今日の時点からみても、的確な指摘であったと評価できる。しかし、この指摘には実証的なデータを伴っていなかったため、十分な説得力を持ちえず、上記の審査会の議論スタンスを是正するには至らなかった。

この回に第1次指針が確認された。そこでは「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、損害と認められる余地がある旨触れられ、さらに「一定以上の放射性物質に暴露したことによる精神的苦痛など様々なものが考えられる。・ ・ ・ 一般的・抽象的不安感や危惧感にとどまらないものについて、何が、またどこまで損害と認められるかは、今後検討する」ものとされた。

(4) 平成23年5月16日 第4回審査会

第4回審査会では、大熊町長、川内村長から意見聴取が行われ、精神的損害について、大熊町長は避難に伴う不自由な生活、先行きの見えない不安を訴え、川内村村長は酪農家にとって家族の一員と考えて育ててきた牛などを見殺しにせざるを得なかったことの精神的ダメージ、子どもたちの多くの避難先である郡山市では運動場で遊べない状況であることなどを十分考慮して欲しいとの訴えがあった。いずれも貴重な指摘ではあったが、以下の企業団体の被害実態説明のような実証的なデータに基づいた説明はなされなかった。

全国商工連合会、商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会から、経済的影響の深刻さについて、詳細な実証的なデータを示した説明がなされた。

第2次指針策定に向けて、精神的損害の損害額算定に避難先の宿泊場所によって扱いに差をもうけることについて検討がなされた。

(5) 平成23年5月23日 第5回審査会

第5回審査会では、各業界、各界から説明が行われた。それぞれの業界への経済的影響について、詳細な実証的なデータを示しての説明がなされた。全国建設業協会からは、経営者が精神的病に陥ったケースが紹介され、作業員の被ばくによる損害についての検討が求められた。日本労働組合総連合会からは避難に伴って職場を失い労働の尊厳を奪われたことの精神的損害について考慮して欲しいと訴えた。しかし、審査会は、これら訴えについて、これらを受け止め、被害実態を把握する方途に議論を進めることはなかった。

この回も、精神的損害について実証的なデータに基づいた被害実態の説明はなされていない。

(6) 平成23年5月31日 第6回審査会

第6回審査会では、飯館村、茨城県、栃木県から説明があった。飯館村村長からは、放射能にさらされたことによる健康不安を一生持ち続けなければならないこと、その精神的苦痛がとてつもなく大きいこと、全村避難に伴う精神的苦痛が計り知れないことが訴えられた。しかし、いずれからも、精神的損害について実証的なデータを伴う説明はなされなかった。

同日、第二次指針が確認された。政府の避難指示等により「避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害」について、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは屋内退避を余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、いずれも正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛が賠償すべき損害と認められた。

損害額については、生活費の増加費用と合算して一定の金額とすることとされた。

(7) 平成23年6月9日 第7回審査会

第7回審査会では、全国信用金庫協会、全国信用組合協会、全私学連合、全日本私立幼稚園連合会から、本件原発事故の影響について具体的なデータを示した報告があった。

賠償基準策定の基礎資料とするため、分野毎に学者・弁護士・業界関係者等から専門委員を任命して、本件事故による影響の事実調査をさせることが決められた。専門委員による調査は、被害実態の把握に大切な重要な取り組みであったが、精神的損害は調査対象項目とすらされなかった。

中間指針の策定に向けた、精神的損害額をどう決めるかの議論が始められた。

事務局から、①避難した宿泊場所によって損害額を算定するという考え方について、②対象者は避難指示を受けて避難した者や屋内退避を余儀なくさ

れた者でよいか、③賠償期間は、事故後6ヶ月までと、6ヶ月経過後警戒区域解除までの2つに分けて算定してはどうかとの論点が示された。

従来判例としては、地滑りなどで相当長期に自宅に戻れなかったケースがあることが紹介されたが、本件とは異なる点もあるため、参考にはなっても依拠するわけにはいかないとコメントされた。自賠償や赤本基準も参考にできるのではないかと意見が出され、本件の被災者は行動の自由は一応あるので、自賠償よりは少ない額になるのではないか等の意見が交換された。

本件事故による精神的被害の実態については、自治体の長などからの断片的な訴え等はあったものの、実証的な資料や調査のなされないまま経過する中で、机上で、精神的被害について、あれこれ推測しての議論が進められている。

(8) 平成23年6月20日 第8回審査会

第8回審査会では、第2次指針で積み残した期間や賠償額などについて、精神損害の被害実態に関する資料も調査もなされないまま決せられた。

すなわち時期については、事故発生から6ヶ月間を第1期、第1期終了から6ヶ月間を第2期（但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す）、第2期以降、終期までの期間を第3期とすることとした。

また各期の損害額については、以下のように決められた。

① 第1期

一人月額10万円を目安とする。但し、この間、避難所等における避難生活を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

また、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（計画的避難区域から避難した者、及び緊急時避難準備

区域から本指針が定められた日の前日までに避難を開始した者を除く。)については、一人月額10万円を目安とする。

② 第2期

一人月額5万円を目安とする。

③ 第3期

今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当である。

(9) 平成23年7月1日 第9回審査会

第9回審査会では、中間指針の検討がはじめられた。指針策定に際しての考え方として、「広範な損害、被害者数等を踏まえた損害額の合理的算定」と説明された。区域内避難者については、経済的被害では、専門委員の調査報告など被害実態に関する資料や調査を一定踏まえたものとなっていくが、精神的被害については、被害実態に関する資料や調査が結局なされないまま、指針が策定されるに至ることとなる。

また、精神的損害について意見交換がなされたが、PTSDなどの精神疾患について触れられたものの、生命・身体的損害に含めるとされただけで、精神的損害の実態把握にあたってPTSDのスクリーニングテストであるIES-Rテストを活用することには、議論が発展しなかった。

能見会長からは、被ばくによる精神的損害については、復旧作業員だけでなく、一般住民についても検討すべきことが指摘された。これに対して米倉委員からは、一般住民にはPTSDは起きていない、住民の間の不安は被ばくを恐れることによる不安であって、被ばくとの因果関係はないとの意見が出された。

これに対して会長からは、被ばくしていないが不安であるということと、被ばくしたことによる不安とは区別すべきだが、線引きが難しいこと、また、

被ばくしてはいるけれども健康被害までは至っていない人がどのぐらいいるのか等の資料の有無についてもよくわからないとの感想が述べられた。被ばくによる不安を、心配する必要がないのに心配している、被ばくと因果関係の認められない不合理な不安だと決めつけられている。

また米倉委員からは、内部被ばくに対して不安感を持つ者が多いこと、しかし、外部被ばくに比べるとはるかに低いレベルで心配いらぬのに、非常に不安がられる状況だとの意見が出された。内部被ばくの危険性については、ことさらに軽視する議論だけが紹介され、議論がなされている。

以上、精神損害についての被害実態に関する資料や事実が提示されない中、被ばくについての危険性についての一方的な見解だけが前提とされて、中間指針が策定されることとなった。

(10) 平成23年7月14日 第10回審査会

第10回審査会では、詳細かつ膨大な専門調査員の調査結果が報告、説明された。いずれも、実証的データを伴う貴重な調査報告であったが、経済的な影響に関する調査結果であり、精神的損害についての被害実態は、調査項目にも上げられず、専門員の設置もされず、全く等閑視されたままであった。

(11) 平成23年7月19日 第11回審査会

第11回審査会では、中間指針策定に向け、中間指針論点メモに沿って、議論された。精神的損害については、第2次指針やその追補と同内容であり、特に新しい議論はなされていない。また、精神損害の被害実態に関する資料や事実が示されることもなかった。

(12) 平成23年7月29日 第12回審査会

第12回審査会では、牛肉・稲わらからのセシウム検出について詳しい報告があったほか、中間指針に策定に向け、中間指針のイメージ案にもとづいて、議論が続けられた。精神的損害については特に新しい議論はなされておらず、精神損害の被害実態に関する資料や事実が示されることもなかった。

なお、風評被害に連動させて、いわゆる自主避難者の賠償についての意見交換が始められている。

付言すると、避難指示区域外からの避難者は自主的避難者と呼称されることが多いが、その実態はやむにやまれず避難したものであるから、これを「自主的」とするのは、不適切である。しかし、原賠審での議論では、一貫して自主避難、自主的避難者等の用語が用いられているので、本書面でも便宜的に当該用語を用いることとする。

(13) 平成23年8月5日 第13回審査会

平成23年8月5日の第13回審査会では、中間指針が確認された。

自主避難について、議論が開始された。考慮すべきことについては共通認識が認められ、線引きや賠償額について議論が始められている。

(14) 平成23年9月21日 第14回審査会

第14回審査会では、自主避難について議論された。冒頭、事務局から、自主避難の実態を統計や数字で把握するのが難しいとコメントされた上で、避難者の区域内外に分けた避難者総数、避難先の県内外の別、地区ごとの自主避難者数、転校児童生徒数とその推移等が報告された。

その上で、「自主避難に関する主な論点」メモに沿って意見交換が進められた。時期的に、事故当初の自主避難と一定期間経過後の自主避難に分けること、事故当初の自主避難についての対象地域、当初は何時までをいうか、また一定期間経過後の自主避難について対象地域や時期、対象者の属性、賠

償を認める場合の賠償額をどうするか、滞在者の扱いはどうするかなどの論点が提示された。

自主避難者の精神的損害の被害実態について、何らの資料も提出されず、説明もされないまま議論が進められている。

除染については、8月26日に決められた除染方針の説明があった。20 mS V / y 以下とすることが目標とされ、国が責任を持つが、1 mS V / y 以下とするのは地方自治体の責任となっているなどの説明がなされた。報告だけで議論まではなされていない。

(15) 平成23年10月20日 第15回審査会

第15回審査会では、中間指針を踏まえて始まった東電の賠償の実情、緊急時避難準備区域の解除、放射線に関する安全基準について、各報告された。

自主的避難については、福島市長から自主避難の状況について説明があり、原発事故が住民間に分断と差別が生んだこと、自主避難者だけでなく経済的理由などで避難できずに残った者にも賠償が必要であること、「薄いも高いも、やっぱり放射能というのは怖い」のであるから放射線量の高低にかかわらず賠償すべきことが訴えられた。

いわき市の40代の2児の父親である渡辺弁護士が、自主避難の経験やいわき市で弁護士をして見聞きしたことを報告した。事故直後、多くの住民が命からがら必死で避難したこと、学校が再開されて一旦戻った後、放射線量が高く、学校で被ばくに配慮のない対応が繰り返され、子どもらしい普通の生活を送らせることができなかつたため、少なくない母子避難がなされたこと、積み上げ方式の賠償ではなく、元の生活と同じような生活のための補償が必要だと訴えた。

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク中手代表は、3月4月の段階では、マスコミ報道は安全一色で、多くの住民は放射能が怖いことを知ら

ず、自主避難者はごく一部でいわば変人扱いをされていたこと、しかし、政府や東電の言うことがくるくる変わり信頼が地に落ち、4月29日に内閣参与の小佐古氏が辞任会見をして以降、マスコミも両論併記的な報道がなされる状況になり、6月8日のある週刊誌の福島が危ない特集が出され、7月4日の地元最大手新聞の避難の必要性を訴える講演会の一面トップ報道されたことで状況が変わり、自主避難への理解が進み、自主避難を決断する人が増えたことが報告された。専門家の見解が対立してどちらが正しいのかわからない下で、事故前の法令基準に拠って安全側に立って判断する人が多くなったと説明し、自主避難を広く救済して欲しいと訴えた。

雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」宍戸代表は、北海道に自主避難していること、自主避難を4月で区別するのは間違いであること、4月以降も情報を集めて判断して避難する人が少なくないことを説明し、避難の権利を認めて欲しいと訴えた。

以上のとおり、渡辺弁護士、中手代表、宍戸代表とも、自主避難の避難の相当性に力点を置いて説明、訴えをしたが、自主避難者の被害実態についての説明が十分になされたとは言えなかった。

(16) 平成23年11月10日 第16回審査会

第16回審査会では、自主的避難に関する主な論点（案）に沿って、意見交換が続けられた。

自主避難の被害実態、特に精神的被害の被害実態に関する実証的な資料や事実が示されることはなかった。

(17) 平成23年11月25日 第17回審査会

第17回審査会では、事務局から示された中間指針追補（自主的避難等に係る損害関係）のイメージ（案）に沿って議論された。

中間指針の精神的損害の対象について能見会長は、「避難をしたことで、今までのコミュニティから切り離され、滞在先でもいろいろ不便であって、特に体育館等に滞在しなくてはいけなかったというのを典型としますけれども、そういう避難先での不便をこうむるとというのが一番賠償の中心だ」が、自主的避難者の場合は、放射線被ばくに対する恐怖とか不安が賠償の中心だとコメントした。しかし、自主避難者の精神的損害の被害実態は、被ばくの不安だけにとどまらないことは、辻内意見書、成意見書、竹沢他の意見書等が明らかにするとおりである。

高橋委員は「避難指示でされた方のある種の苦痛というのは大きいものがあつたということで、我々も積極的に認めたものです。したがって、その場合、自主避難をされた方の不安とある種違うということは認めざるを得ない」と述べて、賠償額に格差が生じて当然であると発言した。しかし、自主避難者の精神的損害は、区域内避難者のそれと遜色ない深刻なレベルであることは、辻内意見書が明らかにしたとおりであるが、高橋発言は、この点を看過するものである。

自主避難の被害実態、特に精神的被害の被害実態に関する実証的な資料や事実が示されることはなかった。

(18) 平成23年12月5日 第18回審査会

第18回審査会では、「中間指針追補（案）」と「同賠償対象について」に沿って議論され、以下のとおり確認された。

対象地域について、前回まで具体的な自治体名を挙げた議論は全くなされていなかったのに、事務局から一方的な提案がなされ、そのまま了承された。

いかなる精神的被害への賠償かについて、避難区域からの避難者への賠償は、避難に伴う不便とされ、自主避難者への賠償は被ばくの不安に対する賠償だと説明された。

対象期間は、事務局提案どおり、子ども・妊婦については平成23年12月末まで、それ以外は事故発生当初とされた。

金額については、子ども・妊婦は40万円、それ以外は8万円と決められた。40万円と決められた理由については、中間指針で、避難指示区域からの避難者の第2期を月額5万円としたこと、対象期間を12月末までとしたこと（9カ月）などから、会長が提案し、これに異論が出されず決定された。

なお、中間指針で第2期は10万円の半額の5万円とされたが、その後、東電の指針では10万円とされ、中間指針第2次追補では第3期が10万円とされた。このように、40万円の算出根拠となった第2期の慰謝料が10万円に増額見直しされたのに、原賠審は子ども・妊婦である自主避難者への賠償額40万円を見直すことはなかった。

子ども・妊婦以外の自主避難者の賠償額である8万円は、中間指針で、屋内退避40日が10万円とされたことと比べ、少し低めの金額として決められた。しかし、事故発生当初を対象期間としたことを前提としているものであり、対象期間を極端に短く認定すること自体が誤りであるから、この8万円は全く不当な金額である。

(19) 平成23年12月21日 第19回審査会

第19回審査会では、冒頭、会長から、前回決定した中間指針追補について、批判や意見があったことから、区域の線引きについて説明し、議論したいと切り出した。区域の性格について「指定されなかった場合にも、賠償の対象にならないのではなくて、放射線量等が高いところでは、個別の賠償の対象になる」こと、自主避難の賠償の中心が「放射線量に対する不安とか恐怖」であること、区域の線引きは、原子力発電所からの距離、放射線量、自主的避難の状況などを総合的に考慮して定めたと説明した。

その後、ステップ2（原子炉の冷温停止状態等）が実現でき、安定してきたことが報告され、これまで避難区域は、①原子炉の再度の事故に備えて20キロ圏内と、②放出放射性物質で汚染され放射線量が高くなった地域を定め、4月22日からは、前者を警戒区域、後者を計画的避難区域としてきたが、これを見直すと報告された。そして、この見直しに伴って、損害賠償に関する新たな疑問や要望が出されることが予想されるので、検討が必要となるとの指摘がなされた。

この報告を受けて能見会長が、精神的損害について以下のとおり述べている。

「僕は、今のお話を伺っていて、一番最後のところにあります、帰還困難区域の住民に対する賠償の中の、営業損害とか就労不能の損害については、これは、もちろん難しい問題ではあるんですけども、ここの審査会でもって十分議論によって詰めることはできると思うんですけども、その次の精神的被害についての賠償というのは、もちろん、そういう被害の賠償はすべきだという前提ではありますけれども、では、この指針でもってどのぐらいの額というのが出せるのかというの、これがこの審査会の権限、性質の関係で、できるのかどうかというのは、ちょっと危惧を持っています。これは裁判所などでもっていろいろ先例などがあって、ある種の基準が出ていれば、それに従って判断をするというのは、この審査会で十分できるんですけども、おそらく前例のないものだと思うんですね。そういうものについての精神的被害の賠償というのは、審査会でどう決めていいのか、ここでまたご議論いただきたいと思っておりますけれども、悩ましい問題ではないかと思っております。いずれにせよ、かなり難しい問題の一つのような気がしますね。」

この発言は、原賠審が自ら定めた精神的損害についての賠償基準が、拠るべき判例がない中で、急ぎ策定したものだとの悩みを吐露したものである。

そこには、原発避難者、被災者の被害実態を的確に把握できていないことによる自信のなさが、にじみ出ていると見られるのである。

福島大学の丹波准教授から、双葉郡の避難者へのアンケート調査の結果について説明があった。同調査は2011年9月、原発周辺自治体の双葉8か町村の全住民対象の調査であること、対象外の避難者の調査も行うべきこと、自主避難者は、十分なサービスを受けられずに、非常に孤立感を深めていることに注意すべきことが指摘された。その上で、家族離散の問題、家族内の意思疎通がままならず離婚問題などに発展することがあること、パニック発症等心労の問題、失業問題などが生じていること、国や東電への不信や放射線レベルが低下していないために帰還できないと考える人が多いこと、地震津波ではなく原発事故が原因で避難を余儀なくされている人がほとんどであること、等が指摘された。丹波准教授は、避難者の生活設計が「義援金、仮払補償金というものを大きな柱」とされていると説明した。この調査は区域内避難者を対象としてなされたものであるが、区域外避難者はこれらを受け取っていない。極めてわずかな賠償金しか受け取ることができなかった区域外避難者は、当然に深刻な生活苦、経済的困窮に直面せざるを得なかったのである。丹波准教授の調査研究は、貴重な調査で的確な指摘がなされたものであったが、ストレス度の定量的把握の手法は用いておらず、原賠審での議論を左右することにはならなかった。

(20) 平成24年1月17日 第20回審査会

第20回審査会では、12月16日、原子力災害対策本部において、ステップ2の目標達成と完了が確認されたことが報告された。すなわち、原子炉の「冷温停止状態」の達成、使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保、滞留水全体量の減少、放射性物質の飛散抑制などの目標が達成されたことか

ら、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断され、発電所の事故そのものは収束に至ったとされた。

これを受けて、警戒区域及び避難指示区域（①発電所半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域）の見直し、帰還困難区域、居住制限区域、避難解除準備区域に再編する検討を開始していることが報告された。

精神的損害の賠償基準との関係では、区域内の第2期の終期、第3期の損害額、自主避難の子ども妊婦についての平成24年1月以降について検討していくことが確認された。

(21) 平成24年1月27日 第21回審査会

第21回審査会は、郡山市で開催され、説明員として、避難指示区域に関係する広野町長、檜葉町長、富岡町長、川内村長、大熊町長、双葉町長、浪江町長、葛尾村長、田村市長、南相馬市長、川俣町原子力災害対策課長補佐、飯舘村長、福島県知事が出席した。区域見直しにより、区域から外される地域も出ることから、関係者から意見を聴く機会をもったものと思われる。

冒頭会長から、避難区域の見直しに伴って賠償をどうするかを議論するにあたり、関係自治体の住民の生活再建、地域のコミュニティの復旧・復興の状況、見直しについての意見、見直し、賠償等についての要望を伺いたいとの開催の趣旨の説明がなされた。

富岡町長からは、①帰還のめど、②除染の仕組み方法、③仕事・雇用、④生活資金、⑤健康問題、被ばく線量20ミリと1ミリシーベルト、どちらを信用していいか、⑥賠償については、9月以降、5万円から10万円に見直してもらったが、3月以降どうなるのか、早急に示してほしい、また区域間の精神的損害額の差についての不公平感について、訴えがあった。

双葉町長からは、この事故には前例がない、交通事故を前例にすることをやめてほしいとの訴えがあった。

浪江町長からも、精神的損害の算定根拠の見直しが求められた。交通事故被害と、原発事故被害は違う、「私どもはいつ戻れるかわからない、将来の不安を抱えているわけです。そういうような形で、病気が、交通事故は時間がたてばたつほどよくなっていくんだという考え方ではない・・・自然災害とは違うんです。原発災害なんですよ。我々は目に見えない放射能と闘っているんです。そういう状況の中で、このような安易な判例と申しますか、そういうものを持ち出して、こういうような形で金額を出してきた。大変理解ができないところであります。」との訴えがあった。

会長から、精神的損害について、避難先で不便な生活をしているというものから、将来の不安、健康不安、いろいろなものに変わりつつあるという状況だと思っているとの話があった。

富岡町長からは、「自動車事故では時間が経過すればある程度精神的な障害が緩和されるという意味で、9月以降は5万円という形にしたのかと思いますが、我々は、今、逆です。もう時間がたてばたつほど、避難町民もそうですし、我々も、どんどんと苦痛というか、精神的なものがもうパニック状態になっている」との訴えがあった。

(22) 平成24年2月9日 第22回審査会

第22回審査会には、東京電力常務取締役、内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、環境省水・大気環境課大気生活環境室長が説明員として出席し、賠償の進捗状況などについて説明があった。

(23) 平成24年2月17日 第23回審査会

第23回審査会では、原子力賠償紛争解決センターから活動状況が報告された。同日付総括基準で、第2期の区域内避難者の精神損害について、「日常生活阻害慰謝料」中間指針の一人月額5万円、避難所避難者は2万円程度増額、「今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料」を一人月額5万円を目安とすること、増額事由を決め、自主避難者についても増額事由を定めたこと等が報告された。

避難区域の見直しを踏まえた基準策定に向けた議論がはじめられた。

(24) 平成24年2月23日 第24回審査会

第24回審査会では、避難区域の見直しを踏まえた中間指針第二次追補策定に向けた議論が続けられた。

(25) 平成24年3月8日 第25回審査会

第25回審査会では、第二次追補策定に向けた議論が続けられた。

(26) 平成24年3月16日 第26回審査会

第26回審査会では、中間指針第二次追補が確認された。

原賠審は、慰謝料額について、第1期月額10万円から、第2期月額5万円と減額したものの、第3期に再度月額10万円と増額した。

原賠審は、これについて、精神的苦痛は、避難に伴う不便で、それは時間の経過で軽減したが、その後、将来の不安が大きくなり第3期は月額10万円に増額させたと説明した。

以上、原賠審は、精神的苦痛を、主に「避難に伴う不便」と「将来に対する不安」の二つの要素に分析し、要素ごとに慰謝料額を算定し、それらを合算して慰

謝料額とするものである。しかし、原発避難者の精神的苦痛をこれら二つだけから説明する原賠審の賠償基準は、被害の実態を無視した乱暴な分析である。

原告提出の意見書によれば、避難者のストレスは、「避難に伴う不便」や「将来に対する不安」だけでなく、「被ばくの心配・健康不安」，「失業・生活費の心配」，「近隣関係の希薄化」，「賠償の心配」，「いじめ・差別」等が原因となって生じた。

原賠審は、「避難に伴う不便」と「将来に対する不安」だけを考慮してそれぞれを金額換算して各月額5万円とし、合算して月額10万円とするものであるが、それ以外の原因をも考慮して合算して算定しなければならない。月額10万円では全く不十分である。

また原賠審は、区域外避難者の精神的被害は、子ども・妊婦以外は原発事故発生当初の時期に限り、被ばくの不安として8万円（子ども・妊婦は40万円）と算定した。この被ばくの不安は、本来心配しなくてよいレベルの被ばくであるが、事故発生当初は情報混乱下であり、その時期は不安に思っても「やむを得ない」として認めたものである。

しかし、原賠審は区域外避難者の精神的被害実態の調査をせず、把握もしないまま、上記の基準を定めた。かかる、被害実態を踏まえない中間指針に拠ってはならない。そうではなく、区域外避難者の精神的ストレス度が区域内避難者のそれに遜色はないとの被害実態を踏まえて、区域外避難者の慰謝料額を算定しなければならない。

4 赤本基準について

上記のとおり、一審被告東電は、中間指針は、交通事故におけるいわゆる赤本基準より尊重されるべきで、法規範に準ずる規範として最大限尊重されるべきだと主張する。

しかし、中間指針は、赤本基準と似て非なるものである。

いわゆる赤本は、昭和30年代後半から40年代に交通事故が激増し、それに伴って交通事故訴訟も激増して、交通事故訴訟の判例が多数出されたのを受けて、弁護士会や保険会社、運輸省等関係各方面でこの詳細な分析が進められたが、裁判所も主要裁判所に交通事故専門部を設置するなど交通事故訴訟に全面的に対応して、迅速公平な事件処理を模索する努力の一環として産み落とされ、これを日弁連交通事故相談センターが受け継いだ交通事故損害賠償基準である。すなわち、赤本の慰謝料基準は、裁判所が一つ一つの交通事故訴訟の交通事故被害者の被害実態に向き合い、暗中模索でその精神的損害を金銭評価する努力の、多数の積み重ねの中から策定されたものである。

上記、一審被告東電の主張は、中間指針と赤本の策定由来を看過しており、全く失当である。

5 まとめ

以上のとおり、区域内避難者に関しては、財産的損害の被害実態について調査はなされたものの、精神的損害の被害実態の実証的調査はなされなかった。区域外避難者に関しては、財産的損害及び精神的損害のいずれの被害実態調査もなされなかった。

このように、中間指針は、被害実態を踏まえずに机上で策定されたものであるから、法令に根拠があっても、法学や放射線の専門家が委員を務めていても、一定数の賠償実績があるとしても、到底、裁判所が拠るべき基準とは言えない。

双葉町長が言うように「被害者の被害実態に沿った賠償」が必要なのである。当裁判所には、中間指針に拠らず、被害実態に沿った賠償額認定を求めるものがある。

以上

原賠審における被害実態の調査状況 **黄色は被害実態に関連** **水色は指針関連**

(別紙)

回	(開催年月日) 議題	配布資料	被害実態に関連すると思われる配布資料の概要等
1	(H23.4.15) 原子力損害賠償紛争審査会の運営について 福島第一・第二原子力発電所事故について 事故の影響 と政府の措置の現状について 今後の審議の進め方 その他	資料 1. 原子力損害賠償紛争審査会 委員 資料 2. 原子力損害賠償紛争審査会の運営及び和解の申立ての処理等に関する要領(案) 資料 3. 原子力損害賠償紛争審査会の公開の手続きについて(案) 資料 4. 福島第一・第二原子力発電所の状況と見通し 資料 5. 被害状況と政府等による対応の現状について 資料 6. 原子力災害被害者に対する緊急支援措置について 参考 1. 我が国の原子力損害賠償制度の概要 参考 2. 原子力損害賠償関連法令 参考 3. JCO 臨界事故時の賠償の概要	資料 5. 被害状況と政府等による対応の現状について 避難指示及び屋内退避指示の対象地、人口・残留者数・避難者数、食品の出荷制限・摂取制限の対象地と時期、稲の作付け制限、食品の放射性物質検査の結果、水道水中の放射性物質、農林水産業への影響、中小企業への影響、旅客運輸業への影響、観光への影響、建設業への影響、医療・福祉関連への影響、金融関連業への影響、警備教への影響等。
2	(H23.4.22) 避難住民の現状について 東電による仮払いについて 政府指示等に伴う損害について その他	資料 1. 避難住民の現状 資料 2-1. 環境モニタリングの結果 資料 2-2. 環境モニタリングの結果 資料 3-1. 原子力損害の類型 資料 3-2. 原子力発電所事故による影響 資料 3-3-1. 農林水産業・食品産業における原子力損害の主な類型と論点 資料 3-3-2. 農林水産業・食品産業における原子力損害の主な類型と論点 資料 3-4. 原発事故による不動産業の経済的被害について 資料 4. 一次指針作成に向けた主な論点 (PDF:232KB) PDF 参考 1. 第1回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案) 参考 2. 原子力損害賠償紛争審査会の運営及び和解の申立ての処理に関する要領 参考 3. 原子力損害賠償紛争審査会の公開の手続きについて 参考 4. 避難による損害への「仮払い補償金」のお支払いについて(東電記者発表資料)(※東京電力ホームページへリンク) 参考 5. 福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋(東電記者発表資料)(※東京電力ホームページへリンク)	資料 1. 避難住民の現状 避難指示及び屋内退避区域の人口、残留者数及び避難者数、避難所受入状況、福島県内市町村別避難者、対象人口の推計、避難所の生活環境の例(食事、衛生、医療、プライバシー確保状況等)。 資料 3-1. 原子力損害の類型 地域と時間で考えられる損害項目を挙げたもの、区域外にはそもそも精神的損害の項目が挙げられていない。 資料 3-2. 原子力発電所事故による影響 避難区域毎に想定される損害項目を事務局が書きだしたものの、区域内避難者については、・避難所での他人との共同生活によるストレス、・住み慣れた土地、学校、職場を離れることによるストレス ・屋内退避を余儀なくされる、劣悪な環境での生活を強いられることによるストレス ・食品・水の放射性物質による汚染への不安 ・職場の営業停止に伴う収入減少による先行きへの不安 ・事業断念・雇用関係解除・内定取り消しに伴う苦痛 ・学生や保護者に対するカウンセリングに係る経費(学校)等が上げられている。主に避難に伴う不便の観点からのストレスが挙げられている。失業などに目配りされているものの、実証的なデータではないためか、審査会の議論に行かされることはなかった。 資料 3-4. 原発事故による不動産業の経済的被害について 契約キャンセル状況等を明らかにしている。
3	(H23.4.28) 福島県の現状について 医療、福祉、学校等に関する現状について 一次指針(案)について その他	資料 1. 福島県からの状況説明 資料 2-1. 原子力発電所事故による学校等に対する影響について 資料 2-2. 介護・福祉・医療等の分野における影響について 資料 3. 一次指針(案) → 指針 参考. 第2回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)	資料 1. 福島県からの状況説明 出荷制限・摂取制限状況の資料、知事は原賠審へ精神的損害について幅広く認めるよう要望している。 資料 2-1. 原子力発電所事故による学校等に対する影響について 学校への影響と学校の損害を説明したものである。 資料 2-2. 介護・福祉・医療等の分野における影響について 関連業者・医療機関の損害を説明したものである。 資料 3. 一次指針(案) 区域内の精神的損害について「避難等を余儀なくされたことに伴い、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的 苦痛の部分については、損害と認められる余地がある」としている。

<p>4</p> <p>(H23.5.16)</p> <p>被害等の現状について</p> <p>専門委員による調査体制について</p> <p>第二次指針作成に向けた主な論点について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1 警戒区域への一時立入りの概要について</p> <p>資料 1-2 原子力発電所事故による中小企業の被害の状況について</p> <p>資料 1-3 中小・小規模事業者の被害の現状について</p> <p>資料 1-4 中小企業の被害の現状について</p> <p>資料 1-5 福島原発事故によるガソリンスタンドの被害状況について</p> <p>資料 1-6 原発事故による農畜産物の損害について</p> <p>資料 1-7 福島第一原子力発電所事故に伴う水産業への被害状況について</p> <p>資料 1-8 福島第一原子力発電所事故に伴うきのこ等への被害状況について</p> <p>資料 2 専門委員による被害状況の調査・分析について(案)</p> <p>資料 3-1 第二次指針作成に向けた主な論点</p> <p>資料 3-2 避難状況等について</p> <p>資料 3-3 精神的損害の類型化(イメージ)</p> <p>参考 第3回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p> <p>参考 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限・摂取制限</p>	<p>資料 1-2 原子力発電所事故による中小企業の被害の状況について(商工会議所) 各地商工会議所の東日本大震災に関する特別相談窓口 に寄せられた相談事項、日商役職員の被災地出張報告、今般の審査会への対応のため取材した結果等 区域内・県内区域外・全国に分けて 被害状況を報告、影響は区域内にとどまっていない。</p> <p>資料 1-3 中小・小規模事業者の被害の現状について(商工会連合会) 事業者は極めて厳しい経営環境に追い込まれており、業種によって 差はあるものの、その範囲は全国に及んでいる。1. 福島県について、風評により、産品・事業者が敬遠され、受注が激減している。2. 一次産 品等に一定基準以上の放射性物質が検出された地域についても同様の被害が生じている。3. 海外からの風評被害により、観光業や輸出関 連産業を中心に、北海道から沖縄まで全国で被害が生じている。</p> <p>資料 1-4 中小企業の被害の現状について(全国中小企業団体中央会) 直接被害の他、間接被害として、・納品と取引拒否、売掛金が回収 不能、福島というだけで敬遠(輸出も)、茨城県産原料使用製品が納入拒否、群馬県産農産物の販売不能等。</p> <p>資料 1-5 福島原発事故によるガソリンスタンドの被害状況について(全国石油商業組合連合会) 業者の営業損害についての説明。</p> <p>資料 1-7 福島第一原子力発電所事故に伴う水産業への被害状況について(全国漁業協同組合連合会) 水産業の被害状況についての説 明。</p> <p>資料 1-8 福島第一原子力発電所事故に伴うきのこ等への被害状況について(全国食用きのこ種菌協会) 壊滅的な被害状況についての説 明。</p> <p>資料 2 専門委員による被害状況の調査・分析について(案) 各分野の専門家を選任して被害状況を調査報告してもらうことになった。</p> <p>資料 3-2 避難状況等について 区域内外からの避難者数が98,536人にのぼること等。</p> <p>資料 3-3 精神的損害の類型化(イメージ) 避難先施設の種類の種類や経済的負担と精神的苦痛の大小の関係図。</p> <p>参考 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限・摂取制限 農水産物の出荷制限の対象地域や期間。</p>
<p>5</p> <p>(H23.5.23)</p> <p>被害等の現状について</p> <p>第二次指針作成に向けた主な論点について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1-1 原子力発電所事故による農林水産物・食品輸出に対する被害の状況について</p> <p>資料 1-1-2 福島第一原子力発電所事故に伴う食品産業への被害状況について</p> <p>資料 1-1-3 原子力損害に係る農林水産業等をめぐる主な情勢</p> <p>資料 1-2-1 福島原発事故による旅館・ホテルの被害について</p> <p>資料 1-2-2 福島原発事故による旅行業者の被害の状況について</p> <p>資料 1-2-3 バス事業者の原発事故による被害状況の現状について</p> <p>資料 1-2-4 原子力発電所事故による旅客船事業の被害の概要について</p> <p>資料 1-2-5 原子力発電所事故による建設業の被害状況について</p> <p>資料 1-2-6 福島県内宅建業者の被害の現状について</p> <p>資料 1-2-7 航空業界への影響について</p>	<p>資料 1-1-1 原子力発電所事故による農林水産物・食品輸出に対する被害の状況について(農林水産物等輸出促進全国協議会) 事故以前 は前年を上回るペースで推移していたが、事故以後は、輸出量が急減している。</p> <p>資料 1-1-2 福島第一原子力発電所事故に伴う食品産業への被害状況について((財)食品産業センター) 食品は「食べる」ものであるという 性質上、国内外を含めて消費者、販売者、製造業者、外食関係企業等は安全性に極めて敏感で、食品産業には様々な被害が生じている。</p> <p>資料 1-1-3 原子力損害に係る農林水産業等をめぐる主な情勢(農林水産省) 福島県に限らず農林水産業の被った被害を子細に分析して いる。</p> <p>資料 1-2-1 福島原発事故による旅館・ホテルの被害について(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会) 放射能汚染による風評被害が 福島県を中心に全国規模で拡大しており、全国各地の旅館・ホテルが大変厳しい経営環境に直面している。</p> <p>資料 1-2-2 福島原発事故による旅行業者の被害の状況について((社)全国旅行業協会) 大きな損害を被っていると報告されている。</p> <p>資料 1-2-3 バス事業者の原発事故による被害状況の現状について(公益社団法人 日本バス協会) 大きな損害を被っていると報告されてい る。</p> <p>資料 1-2-4 原子力発電所事故による旅客船事業の被害の概要について(社団法人日本旅客船協会) 全国で大きな損害が生じている。</p> <p>資料 1-2-5 原子力発電所事故による建設業の被害状況について(社団法人 全国建設業協会) 損害状況の説明。</p> <p>資料 1-2-6 福島県内宅建業者の被害の現状について((社)全国宅地建物取引業協会連合会) 大きな影響が説明されている。</p> <p>資料 1-2-7 航空業界への影響について(定期航空協会) 事故発生県周辺だけでなく、広範囲に影響が出ている。</p>

		<p>資料 1-2-8 原子力発電所事故の空港ビル事業への影響について</p> <p>資料 1-3-1 福島原発事故による雇用・労働に関する損害について</p> <p>資料 1-3-2 生活衛生関係営業の被害状況について</p> <p>資料 1-3-3 日本医師会からの報告</p> <p>資料 1-3-4 原子力損害に対する補償について</p> <p>資料 1-3-5 社会福祉法人関係における原子力被害等について</p> <p>資料 2 第二次指針作成に向けた主な論点(改訂版)</p> <p>参考 第4回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p>	<p>資料 1-2-8 原子力発電所事故の空港ビル事業への影響について (社団法人全国空港ビル協会) 多くの空港ビル会社において、国際線及び国内線の航空機利用客数の減少が顕著に表れている。</p> <p>資料 1-3-1 福島原発事故による雇用・労働に関する損害について (日本労働組合総連合会) 逸失利益の補償が必要、雇止めに至る場合も少なくない、元の職場にいつ戻れるのかわからないとの不安などの精神的損害にも十分な考慮が必要であると報告されている。但し、区域内及び会社休業などによる損害だけが想定されている。</p> <p>資料 1-3-2 生活衛生関係営業の被害状況について ((社)全国生活衛生同業組合中央会) 被災地はもとより、全国的に影響を受けた。</p> <p>資料 1-3-3 日本医師会からの報告 病院も営業損害を受けている。</p> <p>資料 1-3-4 原子力損害に対する補償について(社団法人 全日本病院協会) 病院が被った損害等の詳細を説明している。</p> <p>資料 1-3-5 社会福祉法人関係における原子力被害等について(社会福祉法人 全国社会福祉協議会) 被った損害について説明している。</p>
6	(H23.5.31) 被害等の現状について 第二次指針(案)について その他	<p>資料 1-1 原子力事故による損害について(飯館村)</p> <p>資料 1-2 福島第一原発事故による被害の状況等について(茨城県)</p> <p>資料 1-3 栃木県の被害の現状について</p> <p>資料 2「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」(案) → 確定</p> <p>参考 第5回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p>	<p>資料 1-1 原子力事故による損害について(飯館村) 具体的に、高い放射線量による健康の懸念、避難等による生活の制約、農業・商工業の休業や移転による困窮といった損害が発生しており、長期化する場合の対策や解除後の復興に向けた取り組みが必要である。</p> <p>資料 1-2 福島第一原発事故による被害の状況等について(茨城県) 農林水産関係、交通関係、商工観光関係、教育関係等の被害が生じている。</p> <p>資料 1-3 栃木県の被害の現状について 出荷制限、風評被害等が生じていることが説明されている。</p> <p>資料 2「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」(案) 区域内の精神的損害が避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害であるとされている。</p>
7	(H23.6.9) 被害等の現状について 専門委員による調査について 精神的損害額の算定方法について 中間指針に向けた今後の検討項目について その他	<p>資料 1-1 福島原発事故による地域金融機関への影響について【全国信用金庫協会】</p> <p>資料 1-2 福島原発事故に伴う信用組合の被害状況等について【全国信用組合中央協会】</p> <p>資料 1-3 私立学校における原子力事故による損害と賠償について【全私学連合】</p> <p>資料 1-4 私立幼稚園における原子力事故による損害と賠償について【全日本私立幼稚園連合会】</p> <p>資料 2 専門委員による調査について</p> <p>資料 3 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法に関する論点</p> <p>資料 4 中間指針策定に向けた今後の検討項目(案)</p> <p>参考 第6回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p>	<p>資料 1-1 福島原発事故による地域金融機関への影響について【全国信用金庫協会】(あぶくま信用金庫) 震災・事故対応に伴う損害や遠方への避難に伴う預金の代払いへの対応が必要となっていること、事故届け状況が報告されている。</p> <p>資料 1-2 福島原発事故に伴う信用組合の被害状況等について【全国信用組合中央協会】(社団法人 全国信用組合中央協会) 営業圏外への避難に伴う影響を懸念していると報告されている。</p> <p>資料 1-3 私立学校における原子力事故による損害と賠償について【全私学連合】 生徒の避難等による経営への影響について説明されている。</p> <p>資料 1-4 私立幼稚園における原子力事故による損害と賠償について【全日本私立幼稚園連合会】 園児の避難等による経営への影響について説明されている。</p> <p>資料 2 専門委員による調査について 各分野ごとに(①農林漁業、②建設・不動産、③製造業、④食品産業、⑤上水道、⑥下水道、⑦情報通信、⑧運輸・物流、⑨中小企業、⑩小売・卸売業、⑪金融、⑫サービス業、⑬観光、⑭学校・スポーツ・文化、⑮医療・福祉、勤労者等、⑯地方公共団体)、調査項目を明示して、専門委員を選任して調べさせることとなった。但し、慰謝料についての独立した調査項目はなく、勤労者の項の「労働者の精神的損害 損害賠償の対象となる精神的損害の類型化とその範囲等」の一項が盛り込まれているのみである。</p>
8	(H23.6.20) 精神的損害の損害額の算定方法について 特定避難勧奨地点の指定について 東京電力(株)による仮払い等の現状について 中間指針策定に向けた今後の検討項目について	<p>資料 1-1 東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補(案) → 確定</p> <p>資料 1-2 慰謝料に関する参考</p> <p>資料 2-1 事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について(「特定避難勧奨地点」)</p> <p>資料 2-2 特定避難勧奨地点の居住者等に想定される主な損害例</p>	<p>資料 1-1 東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補(案) 時期を、事故発生から6ヶ月間(第1期)、第1期終了から6ヶ月間(第2期、但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す)、第2期以降終期までの期間(第3期)に分けて、第1期については一人月額10万円を目安とする(但し、この間、避難所等における避難生活を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者については、一人10万円を目安とする)、第2期については、一人月額5万円を目安とする、第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられるとされた。</p>

	その他	資料3 原子力損害に対する補償の取り組み状況等について 資料4 中間指針策定に向けた今後の検討項目(案) 参考1 第7回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)	
9	(H23.7.1) 中間指針作成に向けた論点について その他	資料1 中間指針の論点(案) 資料2 公共用地の取得に伴う損失補償における転業等に必要となる期間について 資料3-1 諸外国・地域の規制措置 資料3-2 各国・地域における日本渡航に関する勧告 資料3-3 諸外国・地域における放射線検査 実施状況等(鉱工業分野) 資料4 いわゆる「間接損害」に関する判決の例 参考1 第8回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)	
10	(H23.7.14) 中間指針の論点について その他	資料1 専門委員調査報告書【概要】 資料2 中間指針の論点(案) 資料3-1 警戒区域等における営業損害の終期について 資料3-2 減収と損害額に関する裁判例 資料4-1 外国人が介在する被害について、 資料4-2 外国人が介在する被害の事例 資料5-1 いわゆる間接被害について 資料5-2 いわゆる間接被害の事例 参考1-1-1 専門委員調査報告書【第1分冊】農林漁業分野 参考1-1-2 専門委員調査報告書【第1分冊】農林漁業分野 参考1-1-3 専門委員調査報告書【第1分冊】食品産業関係 参考1-1-4 専門委員調査報告書【第1分冊】農林水産物・食品の輸出関係 参考1-2-1 専門委員調査報告書【第2分冊】建設・不動産分野 参考1-2-2 専門委員調査報告書【第2分冊】製造業分野 参考1-2-3 専門委員調査報告書【第2分冊】上水道分野、下水道分野、情報通信分野 参考1-2-4 専門委員調査報告書【第2分冊】陸運関係 参考1-2-5 専門委員調査報告書【第2分冊】物流関係、海事関係 参考1-2-6 専門委員調査報告書【第2分冊】海運・港湾関係、航空関係 参考1-3-1 専門委員調査報告書【第3分冊】中小企業分野、卸売・小売業分野 参考1-3-2 専門委員調査報告書【第3分冊】金融分野、サービス業分野 参考1-3-3 専門委員調査報告書【第3分冊】観光分野 参考1-3-4 専門委員調査報告書【第3分冊】観光分野 参考1-3-5 専門委員調査報告書【第3分冊】学校・スポーツ・文化分野 参考1-3-6 専門委員調査報告書【第3分冊】文化財関係 参考1-3-7 専門委員調査報告書【第3分冊】文化財関係 参考1-3-8 専門委員調査報告書【第3分冊】医療・福祉等分野	資料1 専門委員調査報告書【概要】 損害算定のための損害項目や論点整理がなされている。 資料3-1 警戒区域等における営業損害の終期について 営業損害算定にあたり、終期・倒産などの考え方について論点整理したもの。 資料4-1 外国人が介在する被害について、外国人関連損害の考え方についての論点整理。 資料4-2 外国人が介在する被害の事例 外国人が介在する被害の実例。 資料5-1 いわゆる間接被害について 間接被害についての考え方についての論点整理。 資料5-2 いわゆる間接被害の事例 間接被害の事例。 参考1-1-1 専門委員調査報告書【第1分冊】農林漁業分野 地域、品目ごとに被害影響を説明している。 参考1-1-2 専門委員調査報告書【第1分冊】農林漁業分野 価格変動等(茨城・栃木・千葉・埼玉・群馬は下落継続)。 参考1-1-3 専門委員調査報告書【第1分冊】食品産業関係 出荷制限等の影響について説明。 参考1-1-4 専門委員調査報告書【第1分冊】農林水産物・食品の輸出関係 輸出規制について 参考1-2-1 専門委員調査報告書【第2分冊】建設・不動産分野 同業界への影響。 参考1-2-2 専門委員調査報告書【第2分冊】製造業分野 同業界への影響。 参考1-2-3 専門委員調査報告書【第2分冊】上水道分野、下水道分野、情報通信分野 上水道の使用制限が広範囲に行われた、汚泥の放射性物質等、情報通信従業者に PTSD 調査がされている。 参考1-2-4 専門委員調査報告書【第2分冊】陸運関係 同業界への影響。 参考1-2-5 専門委員調査報告書【第2分冊】物流関係、海事関係 同業界への影響。 参考1-2-6 専門委員調査報告書【第2分冊】海運・港湾関係、航空関係 同業界への影響。 参考1-3-1 専門委員調査報告書【第3分冊】中小企業分野、卸売・小売業分野 同業界への影響。 参考1-3-2 専門委員調査報告書【第3分冊】金融分野、サービス業分野 同業界への影響。 参考1-3-3 専門委員調査報告書【第3分冊】観光分野 同業界への影響。 参考1-3-4 専門委員調査報告書【第3分冊】観光分野 参考1-3-5 専門委員調査報告書【第3分冊】学校・スポーツ・文化分野 同業界への影響。 参考1-3-6 専門委員調査報告書【第3分冊】文化財関係 同分野への影響。 参考1-3-7 専門委員調査報告書【第3分冊】文化財関係 参考1-3-8 専門委員調査報告書【第3分冊】医療・福祉等分野 同業界への影響。

		<p>参考 1-3-9 専門委員調査報告書【第3分冊】勤労者分野、地方公共団体分野</p> <p>参考 2 第9回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p>	<p>参考 1-3-9 専門委員調査報告書【第3分冊】勤労者分野、地方公共団体分野 勤労者の、離職等(長期の休業や自宅待機を含む)自体による職業的地位の喪失や家族と離れて労務に従事すること等に伴う精神的損害(慰謝料)については、個々の事情に照らして、個別に合理的な額を導き出すことが望ましいが、迅速な救済を統一的に図る観点からは、労働者の置かれた状況を類型化し、精神的苦痛の程度に応じ、類型毎に一定額を定め、第二次指針追補において定められた「避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額」に上乗せし支給する方策も考えられるとする。但し、被害実態が調査されたとの報告はなされていない。</p>
11	(H23.7.19) 中間指針の論点について その他	<p>資料 1 中間指針の論点の整理(案)</p> <p>資料 2 いわゆる風評被害の事例</p> <p>参考 1 第10回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p> <p>参考 2 警戒区域等における営業損害の終期について【第10回資料】</p> <p>参考 3 外国人が介在する被害について【第10回資料】</p> <p>参考 4 いわゆる間接損害について【第10回資料】</p>	<p>資料 2 いわゆる風評被害の事例 専門調査員調査の報告から風評被害事例をピックアップ。</p>
12	(H23.7.29) 牛肉・稲わらからのセシウムの検出に関する状況について 中間指針(案)について 原子力損害の賠償に関する紛争の和解の仲介について その他	<p>資料 1-1 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 1-2 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 1-3 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 1-4 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 1-5 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 1-6 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 1-7 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 1-8 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について</p> <p>資料 2 中間指針(案)のイメージ</p> <p>資料 3 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部改正について</p> <p>参考 1 第11回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p>	<p>資料 1-1 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について 7月8日 東京都の検査の結果、福島県産(南相馬市)の牛肉(と畜後)から暫定規制値(500Bq/kg)を超える放射性セシウムを検出した。計16道県の計170農家において、汚染された稲わらが給与されたことを確認した(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、城県、埼玉県、群馬県、栃木県、静岡県、岐阜県、三重県、島根県)。</p>
13	(H23.8.5) 審査会要領について 中間指針(案)について 自主避難について その他	<p>資料 1-1 原子力損害賠償紛争解決センター(イメージ)</p> <p>資料 1-2 原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領(案)</p> <p>資料 1-3 原子力損害賠償紛争審査会の運営に関する要領(案)</p> <p>資料 1-4 原子力損害賠償紛争審査会の公開の手続きについて(案)</p> <p>資料 2 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(案) → 議案</p> <p>資料 3 自主避難に関する論点</p> <p>参考 1 第12回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p>	<p>資料 2 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(案) 区域内避難者について、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に対して、第1期6ヶ月間は10万円/月、第2期6ヶ月間は5万円/月とした(その後は未定)。</p>
14	(H23.9.21) 東電による賠償の状況について 緊急時避難準備区域の解除について 放射線に関する安全基準等について 除染について 自主的避難について その他	<p>資料 1 福島県における避難の概況</p> <p>資料 2 自主的避難に関する主な論点</p> <p>資料 3 「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく除染の推進について</p> <p>資料 4 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法の概要</p> <p>資料 5 「除染に関する緊急実施基本方針」に関する主な論点</p> <p>参考 1 第13回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p>	<p>資料 5 「除染に関する緊急実施基本方針」に関する主な論点 ここからようやく除染が始まる(20msV/y、1mSV/y以下をめざして)。</p>

		<p>参考2 避難等対象区域外の空間線量率の推移</p> <p>参考3-1 除染推進に向けた基本的考え方(別添「除染に関する緊急実施基本方針」)</p> <p>参考3-2 除染推進に向けた基本的考え方(別添「除染に関する緊急実施基本方針」)</p> <p>参考3-3 除染推進に向けた基本的考え方(別添「除染に関する緊急実施基本方針」)</p> <p>参考3-4 除染推進に向けた基本的考え方(別添「除染に関する緊急実施基本方針」)</p> <p>参考3-5 除染推進に向けた基本的考え方(別添「除染に関する緊急実施基本方針」)</p> <p>参考3-6 除染推進に向けた基本的考え方(別添「除染に関する緊急実施基本方針」)</p> <p>参考4 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法</p> <p>参考5 原子力損害賠償制度専門部会報告書(第70回原子力委員会資料第1-2号)等</p>	
15	<p>(H23.10.20)</p> <p>東電による賠償の状況について</p> <p>緊急時避難準備区域の解除について</p> <p>放射線に関する安全基準等について</p> <p>除染について</p> <p>自主的避難について</p> <p>その他</p>	<p>資料1-1 仮払補償金の支払実績に関する状況について</p> <p>資料1-2 請求書作成に向けた当社の取り組み</p> <p>資料2 緊急時避難準備区域の解除について</p> <p>資料3 放射線に関する安全基準等について</p> <p>資料4 「除染に関する緊急実施基本方針」に関する主な論点</p> <p>資料5-1 「自主」避難者・避難せず滞る住民の状況について</p> <p>資料5-2 自主的避難者への賠償について</p> <p>資料5-3 「自主的避難」の実態について</p> <p>参考1 第14回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)</p> <p>参考2 原子力損害賠償請求手続の改善に向けた取り組みについて</p>	<p>資料5-1 「自主」避難者・避難せず滞る住民の状況について 平成23年10月20日の報告、2人の弁護士の実例が紹介された。但し、いずれも短期で帰還した者。</p> <p>資料5-2 自主的避難者への賠償について 平成23年10月20日の報告、報告内容は、①自主避難の決断に影響を与えた出来事、②決断に影響を与えた情報、③自主避難に関するアンケート調査結果(2011年7月実施、回答数272、避難に伴う経済的負担が大きく、避難に踏み切る障害になっていること、避難に係る費用補償や就労支援を求める声が大きかったと紹介されている)、④区域外避難の賠償範囲に関する意見書(2011年9月に福島の子どもたちを守る法律家ネットワークによるもので、意見の趣旨は、避難による損害が賠償されるべきことと、その基準についてのもの)。</p> <p>資料5-3 「自主的避難」の実態について 福島県原子力損害対策課の電話相談の自主避難に関する相談の報告、被験の不安、失業などにより生活が苦しいとの相談が多数寄せられている。</p>
16	<p>(H23.11.10)</p> <p>自主的避難について</p> <p>その他</p>	<p>資料1 自主的避難に関する主な論点(案)</p> <p>資料2-1 自主的避難関連データ</p> <p>資料2-2 自主的避難関連データ</p> <p>資料2-3 自主的避難関連データ</p> <p>資料2-4 自主的避難関連データ</p> <p>参考1 第15回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考2 放射線に関する安全基準等について</p> <p>参考3 日常生活と放射線</p>	<p>資料2-1 自主的避難関連データ いずれも人口の増減と線量についてのデータである。</p>
17	<p>(H23.11.25)</p> <p>自主的避難について</p> <p>その他</p>	<p>資料1 中間指針追補(自主的避難等に係る損害関係)のイメージ(案)</p> <p>資料2 慰謝料の金額に係る裁判例について</p> <p>参考1 第16回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考2-1 自主的避難関連データ</p>	

		<p>参考 2-2 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-3 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-4 自主的避難関連データ</p>	
18	<p>(H23.12.6)</p> <p>自主的避難等について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(案) → 修正</p> <p>資料 2 中間指針追補(案)の賠償対象について</p> <p>参考 1 第 17 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考 2-1 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-2 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-3 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-4 自主的避難関連データ</p> <p>参考 3 慰謝料の金額に係る裁判例について</p>	<p>資料 1 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(案) 被曝の恐怖や不安から避難したことで、正常な日常生活が阻害されたことについての精神的苦痛、生活費増加費用・移動費用を賠償するとして、子ども・妊婦は～H23.12 分40万円、その他の者は事故当初分8万円とした。</p>
19	<p>(H23.12.21)</p> <p>ステップ 2 の終了について</p> <p>避難指示区域の見直しについて</p> <p>双葉郡の避難者へのアンケート調査結果について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1 東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋(ステップ 2 終了)のポイント</p> <p>資料 2 福島第一原子力発電所事故に伴って設定された警戒区域及び避難指示区域の見直しの方針案(骨子)(ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について)(※経済産業省のウェブサイトへリンク)</p> <p>資料 3-1 平成 23 年度双葉 8 か町村災害復興実態調査基礎集計報告書</p> <p>資料 3-2 平成 23 年度双葉 8 か町村災害復興実態調査基礎集計報告書</p> <p>参考 1 第 18 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考 2-1 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-2 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-3 自主的避難関連データ</p> <p>参考 2-4 自主的避難関連データ</p> <p>参考 3 中間指針追補における対象区域</p> <p>参考 4 自主的避難関連データ整理表</p>	<p>平成 23 年度双葉 8 か町村災害復興実態調査基礎集計報告書 福島大学災害復興研究所が実施した双葉郡の避難者へのアンケート調査の結果。2011年9月、原発周辺自治体の双葉8か町村の全住民対象に調査され、家族離散の問題、失職問題などが生じていること、国への不信や放射能除去の困難のために帰還できないと考える人が多いこと、地震津波ではなく原発事故が原因で避難を余儀なくされている人がほとんどであるとの結果が出ている。</p>
20	<p>(H24.1.17)</p> <p>警戒区域・避難指示区域の見直しについて</p> <p>今後の検討事項について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1 ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について</p> <p>資料 2 今後の検討事項(案)</p> <p>参考 1 第 19 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考 2 緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楡葉町)(※経済産業省のウェブサイトへリンク)</p>	
21	<p>(H24.1.27)</p> <p>地方公共団体の現状等について(説明者※)</p> <p>その他</p> <p>※広野町長、楡葉町長、富岡町長、川内村長、大熊町長、双葉町長、浪江町長、葛尾村長、田</p>	<p>資料 1 第 21 回原子力損害賠償紛争審査会説明資料(大熊町)</p> <p>資料 2 葛尾村における区域見直しに係る現状、今後の見直し及び課題について</p> <p>資料 3 原子力損害賠償紛争審査会 説明資料(飯舘村)</p> <p>資料 4 福島県からの現状等説明</p> <p>参考 1 第 20 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p>	<p>資料 1 第 21 回原子力損害賠償紛争審査会説明資料(大熊町) 復興・帰還について考えていること、希望について。</p> <p>資料 2 葛尾村における区域見直しに係る現状、今後の見直し及び課題について 避難による苦痛は、期間経過で癒えていくものではないことから帰還できるまで継続して補償していただきたいとの訴え。</p> <p>資料 4 福島県からの現状等説明 福島県における被害の現状、避難指示等区域の見直し、住民の帰還について、財物の賠償等について、福島県から報告、要望が出された。</p>

	村市長、南相馬市長、川俣町副町長、飯館村 長、福島県知事		
22	(H24.2.9) 東京電力株式会社による賠償の現状について 緊急時避難準備区域解除後の現状について 除染の現状について 指針策定に向けた論点について その他	資料1 原子力損害賠償の状況について 資料2 緊急時避難準備区域解除後の現状について 資料3-1 放射性物質汚染対処特措法に基づく取組について 資料3-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の今後の進め方について 資料3-3 当面の除染特別地域(警戒区域及び計画的避難区域)の除染工程表 資料4 主な論点(案) 参考1 第21回原子力損害賠償紛争審査会議事録 参考2 第21回審査会における関係地方公共団体の主な発言内容(損害賠償関連) 参考3 ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について 参考4 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ(内閣官房) 参考5 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要	参考2 第21回審査会における関係地方公共団体の主な発言内容(損害賠償関連) 【精神的損害】避難が長期化することにより苦痛は増大していること、交通事故を前例とすることは不適切であること、子供の心の痛手(教育環境の変化によるものを含む。)への考慮が必要であること、情報がない中で放射能が拡散したところに逃げ、被ばくしたことに伴う苦痛の考慮が必要であること等が発言された。
23	(H24.2.17) 紛争解決センターの活動状況について 指針策定に向けた論点について その他	資料1-1 「原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括)」要点 資料1-2 原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括)概要 資料1-3 原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括) 資料1-4 総括基準の要点 資料1-5 総括基準に関する決定 資料2 避難指示区域の見直し等に伴う論点とその対応の方向性について(案) 参考1 第22回原子力損害賠償紛争審査会議事録	
24	(H24.2.23) 指針策定に向けた論点について その他	資料1 政府による避難区域等の見直し等に係る中間指針第二次追補のイメージ(案) 参考1 第23回原子力損害賠償紛争審査会議事録 参考2-1 自主的避難等対象区域等の放射線量データ 参考2-2 自主的避難等対象区域等の放射線量データ 参考2-3 自主的避難等対象区域等の放射線量データ 参考3 居住不能・転居を余儀なくされた場合等の慰謝料	
25	(H24.3.8) 政府による避難区域等の見直し等に係る中間 指針第二次追補(素案)について その他	資料1 政府による避難区域等の見直し等に係る中間指針第二次追補(素案) 資料2 「政府による避難区域等の見直し等に係る中間指針第二次追補のイメージ(案)」についての意見 参考1 第24回原子力損害賠償紛争審査会議事録 参考2 福島県の雇用情勢について 参考3 就労状況等に関する各種アンケート調査	参考2 福島県の雇用情勢について 福島県内では復興景気です求人状況が改善していること、雇用保険受給者が増えていることが報告されている。 参考3 就労状況等に関する各種アンケート調査 福島県内では無職者が増加している(40%)と報告されている。

26	(H24.3.16) 政府による避難区域等の見直し等に係る中間指針第二次追補(案)について その他	資料 1 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(案) → 確定 参考 1 第 25 回原子力損害賠償紛争審査会議事録	資料 1 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(案) 精神的損害、区域内の第2期は見直しの時期まで、それから終期までを第3期とし、第3期の賠償額は、居住制限区域は10万円/月、旧緊急時避難準備区域は10万円/月とし解除後相当期間までの相当期間は H24.8 迄とされた、
27	(H24.8.3) 政府による避難区域の見直し等の現状について 紛争解決センターの活動状況について 東京電力株式会社による賠償の現状について その他	資料 1-1 警戒区域、避難指示区域等の見直しについて 資料 1-2 警戒区域、避難指示区域等の見直しについて 資料 2-1 申立件数の結果等 資料 2-2 東京電力株式会社の対応に問題のある事例について 資料 2-3 原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所支所の開設 資料 3-1 避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方 資料 3-2 避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について 資料 3-3 賠償基準の考え方(補足資料) 資料 4-1 避難指示区域内の賠償の考え方 資料 4-2 原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績 参考 1 第 26 回原子力損害賠償紛争審査会議事録 参考 2 総括基準の要点 参考 3 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介取扱い状況の認識及び取組方針 参考 4 避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について(避難指示区域内) 参考 5 避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について(旧緊急時避難準備区域等)	
28	(H24.9.28) 農林水産物における出荷制限指示等の状況について 食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る調査について 紛争解決センターの活動状況について その他	資料 1 農林水産物における出荷制限指示等の状況について 資料 2 食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る調査について 資料 3-1 申立件数の結果等 資料 3-2 総括基準の要点 資料 3-3 総括基準に関する決定 資料 3-4 総括基準(観光業の風評被害について) 参考 1 第 27 回原子力損害賠償紛争審査会議事録	資料 1 農林水産物における出荷制限指示等の状況について 農産物の出荷制限の状況。 資料 2 食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る調査について 標記調査のため専門委員に調査させることとなった。 資料 3-2 総括基準の要点 観光被害は事故と社会的相当性があるとの内容(青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び千葉県に営業の拠点がある観光業)
29	(H24.12.10) 食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る調査について 政府による避難区域の見直し等の現状について 東京電力株式会社による賠償の現状について 紛争解決センターの活動状況について その他	資料 1-1 食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る調査の内容について 資料 1-2 いわゆる「風評被害」による損害に関する定性的情報 資料 1-3-1 専門委員による現地調査報告書 資料 1-3-2 専門委員による現地調査報告書 資料 2-1 大熊町における避難指示区域および警戒区域の見直しについて 資料 2-2 避難指示区域と警戒区域の概念図 資料 2-3 住民意向調査について 資料 3-1 原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績 資料 3-2 「福島復興本社」の概要 資料 3-3 包括請求方式の対象となる損害項目と賠償金額 資料 3-4 自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について	資料 1-2 いわゆる「風評被害」による損害に関する定性的情報 全国で影響が出ている 資料 1-3-1 専門委員による現地調査報告書 農水産物の風評被害の実態を報告 資料 2-3 住民意向調査について 帰還に向けた住民意向調査、大熊・葛尾を対象、帰還しない理由としては放射能をあげる者が多かった。 資料 3-4 自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について 自主的避難者等への追加賠償(未成年・妊婦+8万円、その他+4万円)

		<p>資料 4-1 申立件数の結果等</p> <p>資料 4-2 総括基準の要点</p> <p>資料 4-3 総括基準に関する決定</p> <p>資料 4-4 総括基準(減収分(逸失利益)の算定と利益率について)</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p> <p>参考 2 第 28 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考 3 大熊町住民意向調査 調査結果(速報版)</p> <p>参考 4 葛尾村住民意向調査 調査結果(速報版)</p>	<p>資料 4-1 申立件数の結果等</p> <p>参考 3 大熊町住民意向調査 調査結果(速報版)</p> <p>参考 4 葛尾村住民意向調査 調査結果(速報版) 帰還しない理由としては放射能をあげる者が最も多かった。帰還しないことを決めている者は、行政に住居確保支援、仕事のあっせん、健康管理の支援を求めている。</p>
30	<p>(H25.1.30)</p> <p>専門委員による調査の結果について</p> <p>食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る中間指針第三次追補(案)について</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>紛争解決センターの活動状況について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1 農林漁業分野における専門委員調査報告書について</p> <p>資料 1-2-1 農林漁業分野における専門委員調査報告書</p> <p>資料 1-2-2 農林漁業分野における専門委員調査報告書</p> <p>資料 2 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る損害について)」(案) → 確定</p> <p>資料 3-1 原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績 (PDF:161KB) PDF</p> <p>資料 3-2 個人事業主さまおよび中法法人さまに対する償却資産および棚卸資産の賠償の実施について</p> <p>資料 4-1 申立件数の結果等</p> <p>資料 4-2 総括基準に関する決定</p> <p>資料 4-3 総括基準(早期一部支払いの決定について)</p> <p>参考 1 第 29 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p>	<p>資料 1-1 農林漁業分野における専門委員調査報告書について 広範な地域及び品目で出荷制限指示等がなされている。</p> <p>【1. 農産物(茶と畜産物を除く)】岩手県及び宮城県において多くの品目について、県内幅広く風評被害の事例が認められた。東京都のアンタバをはじめ、一部の地域・品目について価格の低下や事例の報告等があった。</p> <p>【2. 茶】宮城県及び東京都において、出荷自粛措置等があり、価格が大幅に低下するなどの風評被害が認められた。</p> <p>【3. 林産物】青森県、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県及び広島県(しいたけのみ)において、出荷停止、出荷自粛措置等を契機として、取引停止等の風評被害が認められた。また、</p> <p>【4. 牛乳・乳製品】岩手県、宮城県及び群馬県において、乳牛の飼料となる牧草等から暫定許容値を超過する放射性物質が検出され、これらの県で産出される牛乳・乳製品への取引停止等の風評被害が認められた。</p> <p>【5. 水産物】北海道、青森県、岩手県及び宮城県において、マダラ等の出荷制限指示、出荷自粛措置があり、出荷制限指示等の対象となっていない魚種も含め、多くの魚種について価格低下等の風評被害が道県内幅広く認められた。</p> <p>【6. 牛ふん堆肥等家畜排せつ物由来の堆肥】岩手県、宮城県、栃木県、茨城県及び千葉県において、暫定許容値超過等があり、かつ、取引停止等の風評被害が認められた。</p> <p>【7. 飼料及び薪・木炭】岩手県、宮城県及び栃木県において、暫定許容値等超過等があり、かつ、取引停止等の風評被害が認められた。</p>
31	<p>(平成 25 年 3 月 28 日)</p> <p>紛争解決センターの活動状況について</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>東京電力の総合特別事業計画及び東日本大震災における原子力発電所の事故に係る原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る特例に関する法律案(仮称)について</p> <p>政府による避難区域の見直し等の現状について</p> <p>住民意向調査の結果及び住民帰還等に向けた取組について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1 申立件数の結果等</p> <p>資料 1-2 「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成 24 年における状況について～(概況報告と総括)」要点</p> <p>資料 1-3 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成 24 年における状況について～(概況報告と総括)</p> <p>資料 1-4 東京電力株式会社福島原子力発電所事故の被害を受けた皆様へ</p> <p>資料 2-1 原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績</p> <p>資料 2-2 農林漁業および加工・流通業における風評被害の賠償対象となる方への見直しについて</p> <p>資料 3-1 消滅時効に関する弊社の考え方について</p> <p>資料 3-2 東日本大震災における原子力発電所事故に係る原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る特例に関する法律案(仮称)</p> <p>資料 4-1 避難指示区域の見直しの経緯と現状について</p> <p>資料 4-2 葛尾村、富岡町及び浪江町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて(案)</p>	

		<p>資料 4-3 ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について</p> <p>資料 4-4 避難指示の解除見込み時期の設定状況</p> <p>資料 4-5 避難指示区域の見直しに伴う原子力損害賠償の実施について</p> <p>資料 5-1 住民意向調査の結果及び住民帰還等に向けた取組について</p> <p>資料 5-2 早期帰還・定住プラン</p> <p>参考 1 第 30 回原子力損害賠償紛争審査会</p>	<p>資料 5-1 住民意向調査の結果及び住民帰還等に向けた取組について 帰還についての意向調査、帰還しない理由として、放射線量に対する不安と原発の安全性への不安が上位を占めている</p>
32	<p>平成 25 年 6 月 22 日</p> <p>避難区域等に係る地方公共団体の現状等について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1 原子力発電所事故における南相馬市の状況について</p> <p>資料 2 原子力損害賠償紛争審査会(6月22日)説明事項(飯館村)</p> <p>資料 3 第 32 回原子力損害賠償紛争審査会 説明資料(広野町)</p> <p>資料 4 原子力損害賠償紛争審査会 説明資料(富岡町)</p> <p>資料 5 原子力損害賠償紛争審査会 説明資料(双葉町)</p> <p>資料 6 第 32 回原子力損害賠償紛争審査会 浪江町説明資料</p> <p>参考 1 第 31 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p>	<p>資料 1 原子力発電所事故における南相馬市の状況について 旧緊急時避難準備区域と30km圏外の住民については、原発事故により同様の精神的苦痛を受けていることから、精神的損害の賠償について差が生じないように同様の取扱いとすることが必要であること、自治的組織やコミュニティの衰退、崩壊等の社会的な損失に対する補償と支援が必要であることが強調された。</p> <p>資料 2 原子力損害賠償紛争審査会(6月22日)説明事項(飯館村) 財物損害についてであるが、帰還困難区域とその他の区域の差が大きすぎるので、格差を縮小すべき(最大でも80%程度に)であることが強調された。</p> <p>資料 3 第 32 回原子力損害賠償紛争審査会 説明資料(広野町) 旧緊急時避難準備区域と30km圏外の住民については、原発事故により同様の精神的苦痛を受けていることから、精神的損害の賠償について差が生じないように同様の取扱いとすることが必要だと訴えがあった。</p> <p>資料 4 原子力損害賠償紛争審査会 説明資料(富岡町) 精神的損害賠償(月10万円)の増額の訴えがあった。</p> <p>資料 5 原子力損害賠償紛争審査会 説明資料(双葉町) 避難住民の声として偏見やつながりの喪失を訴える声が紹介されている、被害者の声を聞き、被害者の被害実態に沿った賠償の実現を！との訴えがあった。</p> <p>資料 6 第 32 回原子力損害賠償紛争審査会 浪江町説明資料 精神的損害について、①被ばくによる精神的損害、②避難生活による精神的損害、③仮設住宅、借り上げ住宅等での生活による精神的損害、④こどもへの影響、⑤高齢者への影響、健康面への影響、⑥家族の離散、⑦地域コミュニティ破壊の各項目毎に損害の甚大であることを訴えている。</p>
33	<p>平成 25 年 8 月 1 日</p> <p>今後の検討課題等の整理について</p> <p>原子力災害からの復興及び生活再建等に向けた取組について</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>紛争解決センターの活動状況について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1 賠償に係る御意見・御要望</p> <p>資料 1-2 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例</p> <p>資料 1-3 論点整理の項目(素案)</p> <p>資料 2 原子力災害からの復興及び生活再建等に向けた取組について</p> <p>資料 3-1 原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績</p> <p>資料 3-2 第 33 回原子力損害賠償紛争審査会にける説明事項について</p> <p>資料 4 原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立て件数の結果等、体制の現状</p> <p>参考 1 第 32 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p>	<p>資料 1-1 賠償に係る御意見・御要望 損害項目毎に意見要望が紹介されている</p>
34	<p>平成 25 年 9 月 10 日</p> <p>避難指示解除後の賠償の考え方について</p> <p>土地収用補償制度と住宅の賠償について</p> <p>避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について</p> <p>地方公共団体の税収減について</p> <p>原子力損害賠償支援機構の相談事業について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1 田村市における避難指示区域の現状について</p> <p>資料 1-2 避難指示解除後の「相当期間」について(案)</p> <p>資料 2-1 公共事業の施行に伴う建物移転補償の考え方(概念図)</p> <p>資料 2-2 住宅の賠償について(論点整理)(案)</p> <p>資料 3 避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について(論点整理)(案)</p> <p>資料 4 地方公共団体の税収減について(案)</p> <p>資料 5-1 相談事業の活動実績及びご相談者からのご要望等について(平成 25 年上半期)</p> <p>資料 5-2 被害者の方々からの主なご要望等<資料 5-1 別添></p> <p>参考 1 第 33 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p>	<p>資料 1-1 田村市における避難指示区域の現状について 田村氏のうち警戒区域が解除され避難指示解除準備区域となった地域の区域見直し前後の変化等を報告している。</p> <p>資料 5-1 相談事業の活動実績及びご相談者からのご要望等について(平成 25 年上半期) 相談事業に寄せられた相談項目別数等</p> <p>資料 5-2 被害者の方々からの主なご要望等<資料 5-1 別添> 相談件数を相談項目ごとに集計したもの。</p>

		<p>参考2 賠償に係る御意見・御要望【第33回資料】</p> <p>参考3 論点整理の項目(素案)【第33回資料】</p> <p>参考4 ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について(原子力災害対策本部)【第20回資料】</p> <p>参考5 住民意向調査の結果及び住民帰還等に向けた取組について【第31回資料】</p>	
35	<p>平成25年10月1日</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>住宅の賠償について</p> <p>避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について</p> <p>避難指示解除後の賠償の考え方について</p> <p>その他</p>	<p>資料1-1 原子力損害賠償の進捗状況について</p> <p>資料1-2 宅地・建物賠償について</p> <p>資料2 宅地の賠償について(論点整理2)(案)</p> <p>資料3-1 帰還困難区域について</p> <p>資料3-2 避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について(論点整理2)(案)</p> <p>資料4 田村市における避難指示区域の最近の動向について</p> <p>資料5 地方公共団体の税収減について(案)【第34回資料】</p>	
36	<p>平成25年10月25日</p> <p>紛争解決センターにおける和解仲介の状況について</p> <p>住宅の賠償について</p> <p>避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について</p> <p>避難指示解除後の賠償の考え方について</p> <p>指針のイメージについて</p> <p>その他</p>	<p>資料1 ADRにおける不動産賠償</p> <p>資料2 住宅の賠償について(論点整理3)(案)</p> <p>資料3 避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について(論点整理3)(案)</p> <p>資料4 避難指示解除後の「相当期間」について(案)</p> <p>資料5 中間指針第四次追補のイメージ(案)</p> <p>参考1 モデル世帯における原子力損害に係る損害賠償額</p>	
37	<p>平成25年11月22日</p> <p>避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について</p> <p>住宅の賠償について</p> <p>指針の素案について</p> <p>その他</p>	<p>資料1 避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について(案)</p> <p>資料2-1 住宅の賠償について(案)</p> <p>資料2-2 土地の追加賠償のイメージ</p> <p>資料3 中間指針 第四次追補(素案)</p>	
38	<p>平成25年12月9日</p> <p>中間指針第四次追補(案)について</p> <p>その他</p>	<p>資料1-1 避難指示区域からの避難者の類型(案)</p> <p>資料1-2 宅地の追加賠償に係る算定方法について(案)</p> <p>資料1-3 中間指針第四次追補(案)</p>	
39	<p>平成25年12月26日</p> <p>東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)(案)について</p> <p>その他</p>	<p>資料1 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)(案) → 確定</p> <p>参考1 福島県内の宅地の調査</p> <p>参考2 原子力損害賠償の世帯当たり賠償額の試算について</p>	<p>資料1 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)(案) 帰還困難区域等の第3期を10万円/月、相当期間の目安を1年とする等</p>
40	<p>平成27年1月28日</p>	<p>資料1-1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p>	<p>資料1-1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 区域内間で賠償格差が生じていること等</p>

	<p>原子力損害賠償紛争審査会の現地視察結果等について</p> <p>原子力災害からの復興及び生活再建等に向けた取組について</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>紛争解決センターの活動状況について</p> <p>住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-2 地方公共団体等からの主な要望事項について</p> <p>資料 2-1 避難指示区域の状況について</p> <p>資料 2-2 復興の現状</p> <p>資料 3 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 4 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況</p> <p>資料 5 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について(案)</p> <p>参考 1 福島県内の宅地の調査</p>	<p>資料 1-2 地方公共団体等からの主な要望事項について 地方自治体からの要望を照会している</p>
41	<p>平成 27 年 9 月 9 日</p> <p>避難指示区域の状況等について</p> <p>福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言について</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1 避難指示区域の状況等について</p> <p>資料 2 福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言について</p> <p>資料 3 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 4 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について(案)</p> <p>参考 1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告(概要)</p> <p>参考 2 原子力損害賠償制度専門部会の設置について</p> <p>参考 3 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況</p>	
42	<p>平成 28 年 1 月 28 日</p> <p>原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>地方公共団体等からの主な要望事項について</p> <p>原子力災害からの復興及び避難指示区域の状況等について</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p>	<p>資料 1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>資料 2 地方公共団体等からの主な要望事項について</p> <p>資料 3-1 避難指示区域の状況等について</p> <p>資料 3-2 復興の現状</p> <p>資料 4 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 5 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況</p> <p>資料 6-1 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p> <p>資料 6-2 住居確保損害に係る算定方法について(持ち家の場合)</p> <p>(審 42)参考 福島県内の宅地の調査</p>	<p>資料 1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 区域外の調査はされていない</p> <p>資料 2 地方公共団体等からの主な要望事項について 文科省に寄せられた要望等を紹介している、コミュニティ侵害について認めるべき、区域内外に関わらず同等の被害実態があれば同等の賠償が必要、自主避難に対する賠償を広く捉えるべき等。</p> <p>資料 3-2 復興の現状 区域外の調査はされていない、放射線量や原発の安全性への懸念が帰還しない理由の上位を占めている</p>
43	<p>平成 28 年 6 月 9 日</p> <p>原子力損害賠償紛争審査会の運営について</p> <p>避難指示区域の状況等について</p> <p>原子力災害からの復興について</p> <p>東京電力株式会社による賠償の現状について</p> <p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p>	<p>資料 1 避難指示区域の状況等について</p> <p>資料 2 復興の現状</p> <p>資料 3 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 4 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p> <p>参考 2 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令(抄)</p>	<p>資料 1 避難指示区域の状況等について 関心は、面としての地域に向けられており、一人一人の住民、避難民に向けられていない</p>
44	<p>平成 29 年 1 月 31 日</p> <p>住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地</p>	<p>資料 1-1 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p> <p>資料 1-2 住居確保損害に係る算定方法について(持ち家の場合)</p>	

	<p>単価の取扱について</p> <p>原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について</p> <p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>地方公共団体等からの主な要望事項について</p> <p>その他</p>	<p>資料 2 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>資料 3 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について</p> <p>資料 4 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 5 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について</p> <p>資料 6 地方公共団体等からの主な要望事項について</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p> <p>参考 2 福島県内の宅地の調査</p>		
45	<p>平成 29 年 8 月 9 日</p> <p>地方公共団体の財物賠償について</p> <p>福島特措法の改正及び法定基本方針の改定について</p> <p>避難指示解除後の現状や官民合同チームの活動について</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について</p> <p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1 民間財物と公共財物における賠償の取り扱いについて</p> <p>資料 1-2 不動産に係る公共財物と民間財物の取り扱いに関する論点メモ</p> <p>資料 1-3 公共財物賠償に関する関係自治体のご意向・ご指摘について</p> <p>資料 2-1「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」について</p> <p>資料 2-2 福島復興再生基本方針改定(概要)</p> <p>資料 3 避難指示区域の状況等について 被災 12 市町村における事業・なりわい再建支援の取組</p> <p>資料 4 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 5 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について</p> <p>資料 6 福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟前橋地方裁判所判決主文並びに事実及び理由</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿 (PDF:91KB) PDF</p>		
46	<p>地方公共団体の財物賠償について</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について</p> <p>地方公共団体等からの主な要望事項について</p> <p>その他</p>	<p>【共通の見解としてとりまとめられた資料】地方公共団体における不動産の賠償について</p> <p>資料 1 関係市町村の意向等</p> <p>資料 1-1 原子力損害賠償紛争審査会における地方公共団体の財物賠償に関する議論について(意見)</p> <p>資料 1-2 第 45 回原子力損害賠償紛争審査会議事録の内容確認等について(照会)</p> <p>資料 2 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 3 地方公共団体等からの主な要望事項について</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p> <p>参考 2 地方公共団体の税収減について【第 35 回資料】</p> <p>参考 3 民間財物と公共財物における賠償の取り扱いについて【第 45 回資料】</p> <p>参考 4 第 45 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>地方公共団体における不動産の賠償について(案)</p>	<p>資料 3 地方公共団体等からの主な要望事項について 営業被害・風評被害に関し、農林業において、県内全域で風評被害が続いており、山菜・野生きのこ類の出荷制限による損害の賠償を要望している</p>	
47	<p>平成 30 年 1 月 17 日</p> <p>住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地</p>	<p>【共通の見解としてとりまとめられた資料】地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて</p>		

	<p>単価の取扱について</p> <p>原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>特定復興再生拠点区域復興再生計画について</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について</p> <p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1-1 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p> <p>資料 1-2 住居確保損害に係る算定方法について(持ち家の場合)</p> <p>資料 2 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>資料 3-1 特定復興再生拠点区域復興再生計画</p> <p>資料 3-2 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定(双葉町、大熊町、浪江町)</p> <p>資料 4-1 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 4-2 公共財物の賠償に関する基本的な考え方について</p> <p>資料 5 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p> <p>参考 2 福島県内の宅地の調査</p> <p>参考 3 地方公共団体における不動産の賠償について【第 46 回資料】</p> <p>参考 4 避難指示区域の概念図</p> <p>参考 5 第 46 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>【案】地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて</p>	<p>資料 2 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 富岡・浪江・南相馬を視察、精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊並びに、平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき、区域の内外に関わらず同等の損害が生じている場合には同等の賠償をするべきとの要望が自治体から出されている</p>
48	<p>平成 30 年 8 月 7 日</p> <p>原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>特定復興再生拠点の整備状況について</p> <p>避難指示解除後の現状について</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について</p> <p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>地方公共団体等からの主要望事項について</p> <p>その他</p>	<p>資料 1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について</p> <p>資料 2 特定復興再生拠点の整備状況について</p> <p>資料 3 避難指示解除後の現状について</p> <p>資料 4-1 原子力損害賠償のお支払い状況等</p> <p>資料 4-2 公共財物の賠償の状況について</p> <p>資料 5 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について</p> <p>資料 6 地方公共団体等からの主要望事項について</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p> <p>参考 2 第 47 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考 3 避難指示区域の概念図</p>	<p>資料 1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 川俣、町、飯館村、南相馬、双葉、大熊、葛尾を視察、避難指示解除後も被害が継続しているとして、被害実態を踏まえた賠償の継続を求める悲痛な訴え</p> <p>資料 6 地方公共団体等からの主要望事項について 文科省に寄せられた要望、区域外も含め、被災地の実情に応じた賠償を求める、精神的苦痛、生活費増加費用、就労不能損害等に係る賠償期間や避難生活の長期化等により生じるコミュニティ崩壊等の様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能等に伴う損害、家賃等の避難費用等について、被害者の立場に立った賠償を行わせること。農林水産業について依然として県内全域で風評被害が発生していること、</p>
49	<p>平成 31 年 1 月 25 日</p> <p>住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p> <p>地方公共団体からの主要望事項について</p> <p>避難指示解除後の現状について</p> <p>復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理について</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について</p> <p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>原子力損害の賠償に関する法律の改正について</p>	<p>資料 1-1 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について</p> <p>資料 1-2 住宅確保損害に係る算定方法について(持ち家の場合)</p> <p>資料 2 地方公共団体からの主要望事項について</p> <p>資料 3 避難指示解除後の現状について</p> <p>資料 4-1 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理(概要)</p> <p>資料 4-2 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理(本文)</p> <p>資料 5 東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について</p> <p>資料 6 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>資料 7-1 原子力損害の賠償に関する法律の改正について</p> <p>資料 7-2 衆議院文部科学委員会会議録(平成 30 年 11 月 21 日)</p> <p>資料 7-3 参議院文教科学委員会会議録(平成 30 年 12 月 4 日)</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p>	

	て その他	参考2 福島県内の宅地の調査 参考3 第48回原子力損害賠償紛争審査会議事録 参考4 避難指示区域の概念図	
50	令和元年9月19日 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 地方公共団体等からの主要望事項について 避難指示解除後の現状について 東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について 地裁判決の状況について 損害賠償請求権の消滅時効について その他	資料1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 資料2 地方公共団体等からの主要望事項について 資料3 避難指示区域の状況等について 資料4 原子力損害賠償のお支払い状況等 資料5 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について 資料6-1 東電福島原発事故に関する消滅時効について(案) 資料6-2(審31)資料3-1 消滅時効に関する弊社の考え方について 参考1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿 参考2 第49回原子力損害賠償紛争審査会議事録 参考3 避難指示区域の概念図	資料1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 富岡、大熊、楢葉、双葉、浪江を視察、(双葉)長期に渡る避難生活により、家庭環境が崩壊し、避難先に馴染めずいじめや孤独感が増している町民がいる。町民の実態把握をした上で、指針の見直しや生活支援策を検討頂きたい。
51	令和2年1月29日 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針について 避難指示解除の状況について 地方公共団体等からの主要望事項について 東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について 地裁判決の状況について 損害賠償請求権に係る広報活動について 原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴う政省令の改正・ガイドラインの制定について	資料1-1 住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の取扱について 資料1-2 住居確保損害に係る算定方法について(持ち家の場合) 資料2-1 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要) 資料2-2 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(本文) 資料3 第50回 原子力災害対策本部 資料 資料4 地方公共団体等からの主要望事項について 資料5 原子力損害賠償のお支払い状況等 資料6 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について 資料7 福島第一原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟(山形地裁)判決の概要 資料8 東電福島原発事故に関する消滅時効への対応(広報・相談活動の強化) 資料9 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い整備された政省令及びガイドラインの概要 参考1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿 参考2 福島県内の宅地の調査 参考3 第50回原子力損害賠償紛争審査会議事録 参考4 避難指示区域の概念図	
52	令和2年9月24日 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 地方公共団体等からの主要望事項について 東京電力ホールディングス株式会社による賠償の現状について	資料1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 資料2 地方公共団体等からの主要望事項について 資料3 原子力損害賠償のお支払い状況等 資料4 原子力損害賠償紛争解決センターの活動について 資料5(1/2) 原子力損害賠償事例集(令和2年5月版)抜粋	資料1 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について 南相馬、双葉、大熊を視察、除染の効果がでないとの訴えや、復興の見通しが立たないとの訴えが紹介されている 資料2 地方公共団体等からの主要望事項について 賠償打ち切りの動きに対する懸念の声が挙げられている

<p>原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況について</p> <p>損害賠償請求権に係るこれまでの取組及び今後の対応について</p> <p>復興庁設置法等の一部を改正する法律案の成立について</p> <p>その他</p>	<p>資料 5(2/2) 原子力損害賠償事例集(令和 2 年 5 月版)抜粋</p> <p>資料 6 広報活動の状況(原子力損害賠償紛争解決センター)</p> <p>資料 7 東電福島原発事故に関する損害賠償請求権の取組(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)</p> <p>資料 8 法テラスにおける原発損害賠償に関する実績について</p> <p>資料 9 未請求の方々への取組について</p> <p>資料 10-1 文部科学省における消滅時効に関し賠償請求を促すための広報活動に関する取組</p> <p>資料 10-2 東電福島原発事故に関する損害賠償請求権に係る広報・相談等の取組</p> <p>資料 11 復興庁設置法等の一部を改正する法律について</p> <p>参考 1 原子力損害賠償紛争審査会 委員名簿</p> <p>参考 2 第 51 回原子力損害賠償紛争審査会議事録</p> <p>参考 3 避難指示区域の概念図</p>	
---	--	--